

平成 30 年 3 月 2 日 開会

平成 30 年 3 月 20 日 閉会

(定例第 1 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 5 号

平成 30 年第 1 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 1 月 30 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 30 年 3 月 2 日 午前 9 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	松 本 二三子
加 藤 修	三 島 尋 子
江 田 加 代	橋 井 満 義
井 藤 稔	松 田 悦 郎
山 路 有	

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第1日)

平成30年3月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年3月2日 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長施政方針説明
- 日程第5 報告第1号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第6 議案第4号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について

て

- 日程第 18 議案第 16 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 25 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 28 議案第 26 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 議案第 4 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 5 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について
- 日程第 18 議案第 16 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

て

日程第 25 議案第 23 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について

て

日程第 26 議案第 24 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について

日程第 27 議案第 25 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

日程第 28 議案第 26 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

出席議員（9 名）

1 番 河 中 博 子	3 番 松 本 二三子
4 番 加 藤 修	5 番 三 島 尋 子
6 番 江 田 加 代	7 番 橋 井 満 義
8 番 井 藤 稔	9 番 松 田 悦 郎
10 番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 前 田 昇

午前9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、5番三島尋子議員、6番江田加代議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から3月20日までの19日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの19日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

行事報告、12月定例会から本日までの行事報告については、お手元に配布のとおりであります。

日程第4 村長施政方針説明

○議長（山路 有君） 日程第4、村長施政方針説明を行います。

はい、村長。

○村長（石 操君） 本日、ここに平成30年第1回日吉津村議会定例会が開催されるにあたり、所信の一端を申し述べますとともに、現在の本村を取り巻く状況をはじめ、平成30年度に向けた取り組み等について申し上げます。

はじめに、国の予算における基本的考え方並びに、予算編成の考え方についてでございますけれども、平成30年度予算は平成29年12月8日に閣議決定されたところであります。基本的な考え方としては、昨年に引き続き、安部内閣は長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先に位置づけて、アベノミクス「三本の矢」を推進するとともに、誰もが生きがいをもって充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、「三本の矢」を強化した「新三本の矢」に沿った施策に取り組まれております。

第一の矢でございます「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を行うことにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとすると言われておるところであります。第二の矢でございます「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取り組みを進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させるものであります。

予算編成については、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、基本的な考え方に沿って「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現など、メリハリの効いた予算編成となっておると考えおります。

特に、平成30年度は「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度でございます。歳出改革等が確実に実行され、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり徹底した見直しが推進されることとなりますので、地方においても国の取組みと基調を合せ徹底した見直しを進める必要があると考えます。

次に地方財政についてでございますけれども、平成30年度地方財政対策では、前年度と比較し、歳入については地方税が0.9パーセント増となっているものの、地方交付税については2.0パーセントの減額、臨時財政対策債も1.5パーセントの減で、一般財源総額は0.1パーセントの増と横ばいとなっているところであります。また、平成31年度までの「国と地方の折半ルール」が適

用され、地方の財源不足が補填されることとなったところでございます。

なお、歳出については、公共施設等適正管理推進事業費が増額され、また「まち・ひと・しごと創生事業費」に引き続き1兆円が確保されております。

地方財政は未だに厳しい状況にあります。このことを踏まえた上で本村の平成30年度予算編成を行ったものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして村づくりの方策であります。まず地方創生につきましては、国が地方の人口減少に歯止めをかけ、地方を活性化させることを目的に地方創生を掲げ、地方の特色を生かした施策を支援する方針を打ち出されたことによって、本村も「日吉津村地方創生総合戦略」を策定し、地方創生事業に取り組んでいるところであります。

人口は1月末時点で3,555人になって、順調に増加してまいりました。昨年8月には産・官・学・金・労・言、各分野の委員で構成しております地方創生推進会議において、総合戦略2年目となります。平成28年度実施の事業実績に対し評価をいただき、総合戦略も人口目標を上方修正する等一部改訂をしたところであります。中でも、新築住宅借入利息助成事業は、平成27年度申請分6件は終了しましたが、平成28年度申請分12件、平成29年度申請分11件、新年度の新規申請分10件を見込んでおり、移住・定住施策として着実に成果が上がっており、引き続き人口増加の一助になるよう努めてまいります。

新年度も地方創生の基本理念でございます“まち・ひと・しごと創生”に向け、引き続き事業を実施していくとともに、早めに課題である宅地の確保、定住等に即した事業の検討や地方創生推進会議において評価が低かった雇用支援等の事業の見直し、廃止も含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

特に、2060年の人口3,600人を目指すためには、宅地用地が必要不可欠でございますので、空き家の活用や、住宅建築可能な土地の更なる掘り起しによる宅地用地の確保を推進します。また、農振農用地区域の除外、農地転用等関係機関と協議しながら、既存自治会周辺部に良好な住宅環境が維持される土地区画整理事業による開発の可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

ヴィレストひえづにつきましては、村づくりの拠点として位置付けて3年を経過するところであり、これまで、コミュニティセンター、図書館、健康相談健診センターの3機能が連携しながら事業の推進を図ってきたところであります。平成30年度にはそれこそ先ほど申し上げましたが、開館から3年を迎えますので関係各課より課題を抽出し、各機能の取り組みと連

携について検証したところでもあります。今一度原点に戻り、事業の土日開催の集中化などを図るとともに、職員を1名増員するなど体制整備の充実を行うこととしたところでもあります。今後も、ヴィレステ運営審議会をはじめ、職員による検討会を定期的に開催するなど、住民の意見も踏まえ、引き続き、ヴィレステひえづを地方創生の中心と位置付け、村づくり・人づくりの拠点として村民の皆様に愛される施設を目指し、更なる充実を図ってまいります。

次に総合計画と自治基本条例でございますけれども、平成32年度までの計画を盛り込みました第6次総合計画後期計画に沿って、さまざまな施策を進めてきたところでもありますけれども、30年度は後期計画の3年目となります。引き続き、それぞれの分野ごとに前年度の計画の進捗状況を確認し、施策評価を行った上で改善に取り組み、村営住宅建替工事や福祉避難所非常用発電機設置工事をはじめ、中学生のオーストラリア交流事業や、全学年30人学級体制事業、外国青年招致事業など新規事業を加えた実施計画を作成し事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

自治基本条例につきましては、施行から9年が経ちますけれども、住民への浸透がどの程度あるのかアンケート調査などによる検証を行い、その結果を基に村政に対し提言等を行っていただく予定にしております。

また、引き続き小学校6年生を対象に自治基本条例説明会を開催するなど、自治基本条例の周知を図りながら推進委員会の活動を継続してまいります。併せて、村職員も条例についての認識を深め意識向上を図るとともに、参画と協働の推進に努めてまいります。

村民への情報提供と対話に関しましては、自治基本条例にも謳っておりますとおり、情報の提供、情報の共有を進めることは、参画と協働の村づくりを進めていく上での基本でございます。村の各種施策の決定については、日吉津村パブリックコメント実施要綱及び日吉津村広聴活動実施要綱により、村民の皆さんの御意見を積極的に把握し、村政に反映するようシステムづくりをしてきたところです。さまざまな情報を周知する際には、村報、ホームページなどさまざまな手法を活用し情報提供に努めております。

また、例年、自治会ごとに行政懇談会をはじめ、要望に応じて随時、住民説明会を開催するなど、村民の皆さんと対話できる行政運営に努めているところでございます。その他、各審議会・委員会の委員についても公募するなど多くの村民の皆さんからご意見をいただくよう取り組んでおりまして、今後もできるだけ多くの村民に関わっていただけるよう工夫を加えながら、積極的に情報提供を行うとともに村民の皆さんとの対話に努めてまいり所存であります。

コミュニティ計画づくりにつきましては、現在今吉の暖談塾が継続して活動されるなど、各自治会でも、企画、立案、実施された防犯・防災をはじめ、環境や福祉、教育などの生活に密着した地域の力を感じる活動が行われておるところであります。

今後も時代に即したコミュニティを推進するためには、こうした地域の取り組みに対して、それぞれの地域力を生かせるコミュニティ作りの支援が必要であると感じておりますので、引き続き支援を行っていきたいと思います。

生き生きとした村づくりという項目で、村の土地利用計画につきまして、現在、国道 431 号沿道地区について、開発事業者が地権者とともに市街化調整区域の地区計画による商業開発の検討を行っておられます。このうち樽屋北地区においては、都市計画決定に向けて手続を進めておられます。我々も進めておるということでもあります。地区計画による商業開発に向けては、克服すべき課題は多いものの関係各機関と調整を行いながら、土地利用計画の実現を目指してまいります。

農業振興につきましては、ご多分に漏れず、農業従事者の高齢化やそれに伴う荒廃農地の増加など、我が国の農業が危機的な状況にある中、現政権が進められる農業政策におきましては、農林水産業の成長産業化を図るための産業政策として、美しく活力ある農山漁村をつくるための地域政策を車の両輪とした「攻めの農林水産業」を展開し、農業・農村全体の所得倍増を目指すとされておるところであります。

村では、農地、農道、水路の維持管理に対して交付される多面的機能支払について、実行組合等に対して働きかけを行う中で、27 年 4 月に 16 号用水路沿線関係者による富吉地域資源保全会という活動組織が立ち上がりまして、当初約 17 ヘクタールの農地を対象に活動を開始され、平成 29 年度には約 55 ヘクタールという区域に拡大されておるところであります。

今後も、活動範囲及び活動内容を拡大へと検討されておりますので引き続き、活動組織に対して必要な支援を行い、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を後押しをしていく考えであります。2 月に開催された JA の座談会でも説明してきたところではありますが、土地改良法の改正等により、一定の要件に適用すれば農家負担のない農地整備事業が可能となったところでもあります。本事業を活用し、担い手が農作業を効率的に行えるよう、農地の集積、区画拡大、農道水路の整備を進めてまいります。

稲作が中心の本村では、米への直接支払交付金の廃止や米価の下落により、経営に不安を感じておられる農家の方も多いたと思いますけれども、生産調整については、30 年産以降、自主的な経

営判断に委ねられることを踏まえ、地域農業再生協議会を主体に議論・検討を行ってまいります。

また、地域農業を持続可能なものとするには、担い手の育成・確保が急務となっておりますけれども、農業を始められる青年・村外の希望農家等が増えてまいりましたので、営農定着を支援していくとともに、新たな担い手の確保等に向け取り組みを進めてまいります。

また、担い手への農地集積、区画の拡大等を推進するため地域農業再生協議会、農地中間管理機構、農業委員会などの関係機関と連携し、農家の皆さんとの合意形成を十分に図りながら進めていきたいというふうに考えております。

つづきまして、法改正に伴い、農業委員の選出方法が従来の公選制から任命制に変更され、平成 29 年 7 月 20 日には、新たな制度の中での 10 人の農業委員を任命したところであります。新体制となりました農業委員会では、農地利用の最適化に向けた取り組みを進めいただく予定でございます。

次に、安心して暮らせる村づくりということに関しまして、本村では、生活困窮者、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、子育てなど相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、子どもからお年寄りまでさまざまな福祉相談に対応できるよう、福祉保健課に福祉事務所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」などを設置し、相談窓口の一体的な取り組みを行っているところであります。また、ヴィレステひえづには健康相談健診センターに保健師を配置し、土日の健康相談等にも対応しておるところであります。

福祉事務所は、平成 22 年度からスタートし 9 年目を迎えるわけでありましてけれども、生活保護については、現在、6 世帯 6 名とほぼ横ばい状態であります。生活困窮相談支援については、相談員を兼務する主任相談員 1 名、県委託の就労支援専門員 1 名を配置して実施しております。昨年度の生活相談件数は、就労支援について 10 件の相談があったところでありますけれども、どちらかといえば年々増加傾向にあるということでもあります。

また、ひとり親世帯につきましては、平成 29 年度当初は 39 世帯でございましたけれども、現在では、2 世帯増の 41 世帯となっております。今後も母子父子自立支援員が中心となり、個別の課題に対応した相談支援に努めてまいります。

この他にも、DV や児童虐待、また、高齢者や障がいのある方を取り巻く問題など、保健師や社会福祉士等を中心に、安心して相談できる体制強化に努め、地域福祉の中核としての役割を果たす所存であります。

子育て支援につきましては、現在、ひえづ版ネウボラを目指し、福祉保健課内に設置をしてお

ります子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」において、産前・産後サポート事業など妊娠から子育てまでの切れ目ない子育て支援を行っているところであります。昨年度より、助産師相談会を設け、妊産婦が気軽に専門的かつ具体的な育児相談を受けることで安心して出産・育児のできる体制を整えたところであります。また保護者同士が気軽に集える場を提供し、子育ての仲間づくりを推進もさせていただいております。その他、新生児聴覚検査費用・妊婦歯科健診費用の一部助成を始めるなど、妊娠・出産包括支援事業の更なる充実を図ってまいります。

また昨年度からは、子育て支援の対象を広げる観点から、保育所等を利用しない1歳までの在宅育児世帯への経済的支援を行い、より子育てがしやすい環境整備に努めておるところであります。

保育につきましては、平成27年4月に子ども子育て新制度がスタートし、新設された小規模保育所2カ所と一体的に、保育の充実を図っているところであります。保育料についても第3子無償化や、所得制限はあるものの第2子の無償化も実施しており、低所得者世帯の負担軽減を継続してまいります。現在、小規模保育施設2カ所で32名、日吉津保育所で120名、合わせて152名の乳幼児を受け入れ、小規模保育施設と保育所を連携施設として園内外での活動や、行事等での連携を深めているところです。今後も、総合戦略に掲げた「待機児童ゼロ」を継続し、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の質の向上などに努めるとともに、食育活動の一環として、給食に村内産の食材を使用した小学校との共通献立を盛り込むなど、小規模保育所も含め、子どもの元気なからだづくりも進めてまいります。

保育所が手狭となってきたおり、増加傾向がございます園児数に対応し、待機児童ゼロを実現するためには、保育所の建て替えを検討する時期にもきておるのではないかと考えております。今後関係者のご意見を伺いながら、財政的な将来設計も見据えて議論を進めてまいり所存であります。

妊婦健診や未熟児養育医療、特定不妊治療など、引き続き一部公費負担を実施し、安心して出産ができる環境を整えてまいりたいと考えておるところであります。予防接種についても、定期接種の拡充や任意接種の助成など、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き広報等による周知徹底を図りながら予防接種の充実にも努めてまいります。

この他、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、児童館の運営など関連施設においても、関係機関の連携・融合を図りながら、さらなる充実を目指してまいり所存であります。

す。

次に、高齢者支援でございますけれども、後期高齢者医療保険については、引き続き、80歳までの被保険者で希望される方を対象に、医療機関での人間ドックの受診を実施するとともに、重複頻回受診者に対し訪問指導を実施し、高齢者の健康増進に努めます。さらに、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、口腔機能や歯科健診の普及啓発を行うなど、昨年に引き続き後期高齢者健口機能向上支援事業を実施はしてまいります。

介護保険事業については、南部箕蚊屋広域連合を中心に平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。本村でもこの計画に併せ、高齢者健康福祉計画の推進を図っているところでありますが、今後も適切な介護サービスの提供や情報提供に努めるとともに、事業の円滑な実施に努めてまいります。介護保険料につきましては、第7期保険料基準額は月額5,917円とし、第6期と比べて月額500円の増加としております。これは第1号被保険者の負担割合の増や、要介護認定者の増加によるサービス利用料の増、地域支援事業の拡充によるものであります。

現在地域包括ケアシステムの構築の取組みのひとつとして、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催し、他職種による個別の支援検討を通して、地域課題の把握及び関係機関とのネットワークづくりを行っておるところであります。

昨年度から、住民主体の生活支援等サービス、助け合いの仕組みを構築する推進役として生活支援コーディネーターを新たに村に1名配置し、その活動をサポートする生活支援・介護予防サービスの提供主体等の参画のもとに「協議体」という組織を村に設置をしたところであります。生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズや地域資源の把握を行い、高齢者の在宅生活を支えるための多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に努めてまいります。

また、認知症施策について、広域連合に配置された認知症地域支援推進員の協力を得ながら、医療機関や介護保険事業者、認知症の人と家族の会などと連携を図るとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行い、総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めてまいります。

次に、障がい者施策に関しまして、障がい者支援については、相談支援事業をはじめ、タクシーチケットの交付等村の独自事業も含め、障がい福祉サービスの充実を図っているところであります。また、障がい児支援については、放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者が増えてきていることから、障がい児支援体制の更なる充実が必要と考えております。平成30年度から始

まします第5期日吉津村障がい者福祉計画に基づきまして、障がいのある方に対し、地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進め、各関係機関と連携しながら総合的な支援に努めてまいります。

次に、医療費の適正化ということで申し上げさせていただきますと、国民健康保険につきましては、平成30年度からの制度改正により、鳥取県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担われることとなりました。本村は、保険給付や保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行ってまいります。

平成30年度の保険税率につきましては、平成29年度の医療費が落ち込みを見せているという表現はどうかという気がしますが、まあ医療費が前年と比べて下がっておりますので、国保制度改正に伴う国からの3,400億円の財政支援や激変緩和措置によりまして、据え置きを提案をさせていただいたところであります。平成30年度からの制度改正で一般会計からの法定外繰り入れは、原則できなくなるということから、不測の事態の際には昨年度積み立てた5,000万円の基金で対応してまいります。

しかしながら、本村は、医療を受けやすい環境でございます。医療費が高くなるという傾向は否定できないところでありますので、引き続き、国民健康保険の被保険者に対して不必要な多受診や重複受診についての啓発はもちろんでありますけれども、ジェネリック医薬品を推奨するなど、医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに思います。

また、平成28年度本村の特定健診の受診率は48.7パーセント、特定保健指導の実施率は51.7パーセントで、特定健診は設定目標とした65パーセントにまだ至っておりませんが、過去5年間を見ても常に県内上位3位以内にあるという結果になっております。さらなる受診率向上に向けて昨年度から始めた健康ポイント事業の拡充を図るなど、村民の皆さんが受診しやすい環境整備に努めてまいります。

保健事業につきましては、地方創生総合戦略に掲げました「健康寿命を男女とも70歳」を目指し、データヘルス計画に基づき昨年度から始めた健康ポイント事業や健康スキルアップ事業などを引き続き実施し、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へ繋がるよう積極的に展開してまいります。併せて身体機能の低下の防止をねらいとして、昨年度制作したご当地体操の村民への浸透を図り、運動習慣作りに努めてまいります。

また、まちな保健室事業も各自治会やヴィレステひえづにおいて継続して開催し、健康的な生

活習慣が実践できる場、心やからだの気になることを気軽に相談できる場などを提供してまいりたいというふうに考えております。

次に、男女共同参画につきましては、第3次日吉津村男女共同参画計画を策定して、村民の幸せに向けて、楽しい子育てやコミュニティ活動、働きやすい職場づくりに繋がるよう、妊娠出産や子育て、介護、雇用等に対する支援、また、村内事業所に対してイクボス・ファミボス宣言の普及、ワーク・ライフ・バランスの推進など、さまざまな活動を実施してまいります。

防災体制の整備とコミュニティに関しまして、防災とコミュニティは密接な関係がございます。そのため、近年は各自治会において、それぞれ工夫を凝らした防災に関する取り組みが実践されております。改めて各自治会での取り組みに感謝申し上げ地域コミュニティを通じて、普段からの繋がりを持つことは、地域を支え、豊かにするものであります。新年度もお互いを思いやる気持ちを持って安心して住みやすい地域を目指し、地域コミュニティの活性化を推進してまいります。

昨年は防災訓練において、地震及び地震発生後の火災に対する初期消火、津波などを想定した避難訓練を行いました。消火活動を行いやすくするため、村内の消火栓の関係器具等を直径65ミリから直径50ミリに替える事業に取り組んでいるため、直径50ミリのホースで実際の消火栓から放水を行うという初期消火訓練を行いました。多くの方に参加いただき、女性2人でも使いやすいという評価を受けましたので、今後は年次計画的に整備を行いたいと考えております。本年も実際の災害に対応できるような、内容の濃い訓練を実施したいと考えておりますので、自治会を中心として各種団体の皆さまにはご協力をお願いするところでございます。

また、除雪につきましては、積雪量が15センチメートルで幹線道路の一次除雪、概ね20センチメートルで生活道路を含めた2次除雪を行うようにしておりますけれども、幹線道路につきましては、5から10センチの積雪であっても、今後の積雪が見込まれる場合には除雪作業を行うよう見直しをしております。

1月と2月には長期間にわたって寒波が襲来し、大雪警報や低温注意報が発令され除雪を行いました。一昨年ほどの積雪ではありませんでしたが、今年度の実績を踏まえ引き続き除雪作業を開始する積雪量の基準や、除雪対象路線の優先順位の再協議、小型除雪機の利用を含め、全体的な除雪体制の検証を行ってまいりたいと考えております。

その他では、国が日野川の洪水による浸水想定を見直されましたので、その浸水想定に基づいた洪水ハザードマップを米子市と共同で作成し、全戸配布するとともに洪水時の避難行動のあり

方や避難経路等の検討を行っていきたいと考えております。これに関連をしまして、福祉避難所に指定しております日吉津村社会福祉センターとデイサービスセンターに非常用発電機の設置を行います。洪水の浸水水位を考慮して、洪水時にも福祉避難所として機能するような設計を考えておるところであります。

災害に関する各種計画につきましては、災害対策基本法等の法律の改正に合わせて、日吉津村地域防災計画の見直しを検討します。また、昨年度に西部町村合同で策定しました鳥取県西部町村国土強靱化地域計画についても、国の防災計画の見直しに合せ、各種計画との整合性も図りながら、随時見直しを進めてまいりたいと考えております。

なお、東日本大震災関係では、全国町村会の要請を受け、4月1日から福島県広野町に我日吉津村の職員1名を派遣することとしたところであります。

広野町では今だ原子力災害による不安感から、即戦力となる職員の確保もままならず、予算規模も震災前の3倍に膨らみ、町職員のみでは対応不可能な状況のため、全国の自治体の人的支援なくして町の復興・再生は進められないとのことであります。

町民人口5,000人のうち約8割4,000人の帰還者があるようでありまして、帰還を加速させ、ふるさと再生と町民の笑顔を取り戻すための一助となること、また村職員としての経験をさせ本村の業務に活かすことを期待し、1年間派遣することとしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、道路整備、交通安全対策に関しましては、新年度もカーブミラーの点検や、交通安全指導員・保護者の皆さんなどのご協力をいただきながら、朝の街頭指導や交通安全教室など、子どもたちへの交通指導を継続してまいります。さらに、全国的に高齢者が当事者となる交通事故の発生が増加しておりますので、高齢者だけでなく村民全体の交通安全意識の向上を図って参りたいと思います。

また、平成29年度から県の事業において、日吉津上1地内の県道の歩道改修工事が実施されており、平成30年度で完成する予定となっております。歩行者や自転車などが安全に通行できるよう、今後も、安全対策に向けて取り組んでまいります。

幹線・生活道路等は施工後かなりの年数が経っておりますので、橋梁の点検・調査を順次行い、優先性の高い場所から計画的に修繕・整備を行っておるところであります。平成29年度は村道富吉南線のホレコ川橋の修繕、点検を3橋、平成30年度は橋梁補修2橋でございます。旧国道線のホレコ川橋、新田川橋、点検9橋を行う予定でございます。

次に、公共下水道でありますけれども、下水道使用料については、10パーセント減額措置を平成30年9月末まで継続していたところでありますけれども、この減額措置につきましては、29年度に日吉津村下水道運営審議会へ諮問し、平成30年度から7パーセント削減措置、平成31年度から6パーセント減額措置、平成32年度から2パーセント削減措置という答申をいただきました。住民説明をさせていただく期間を設けた後に、改めて議会へ、改正の提案をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

平成29年度より、平成32年度に移行予定の公営企業会計に伴う業務に着手しておりまして、平成30年度も引き続き行ってまいるといふことでもあります。併せて、汚泥処理施設等につきましても、今後の維持・更新についての方策を検討してまいります。汚泥処理施設は、2町1村で設置をしております移動脱水車にふれたものであります。

次に、消費者行政の取り組みについてでありますけれども、還付金詐欺などの特殊詐欺が頻発するなか、本村でもその危険性は強まっており、消費者相談の充実を図るため、県下全域の消費者問題に対処しているNPO法人コンシューマーズサポート鳥取に委託して、毎月第3火曜日に、専門相談員が一日常駐して相談体制の充実を図っております。また、個別相談のかたわら、自治会や社協と連携しながら、自治会独自の介護予防事業や高齢者学級などで出前講座などを実施して高齢者の皆さんに対して注意喚起を行っているところでもあります。

村営住宅の住環境整備についてでありますけれども、住宅はもっとも重要な生活基盤であるわけでありますけれども、村営住宅は、築20年以上を経過し、修繕の必要性などが出てきています。また、世帯構成員の変化により単身世帯が多くなっており、効率的に使われていない住宅も見受けられるということもありますので、今後とも、単身世帯や子育て世帯などが、それぞれ適当な住宅に住むことができるよう、単身者用の住宅の整備を目指し、平成30年度においては村営住宅の一部建替え工事を、予定をさせていただきました。

次に、環境対策でありますけれども、本村は、市街地近郊に位置しながらも自然環境を身近に感じられる、恵まれたところだと思っています。日野川河川敷では、チューリップマラソンの開催などの活用を通じて、村民の交流や健康増進を図る施設として、引き続きグラウンド・水辺の楽校の適正な維持管理に努めてまいります。

日野川土手の桜堤につきましては、ベンチの設置や、桜の開花時期には、駐車場に仮設トイレを設置し利便性の向上を図ってまいります。

また、海岸部の松林においては、海浜運動公園芝生広場北側を中心に、本年もクロマツの苗木

の植樹を行い、松林の保安林機能及び良好な自然環境の維持、及び松くい虫による被害の軽減を図ってまいります。恵まれた環境を次代に引き継ぐため、環境基本条例に基づき、日吉津村環境基本計画に定めた目標の達成に向け取組みを進めております。6月5日の日吉津村環境の日には小学校での特別授業や、環境イベントを6年間実施し、定着を図ってまいったところですが、さらに、ゴミのポイ捨て等禁止条例に基づき、ポイ捨てのない、きれいな村づくりを進めてまいります。

住宅用太陽光発電については、本村における自然エネルギー普及の中核として、新年度もこの普及事業を継続してまいります。

次に、豊かな心と創造性あふれる人を育む村づくり日吉津の子を育てることに關しまして、平成32年4月に新学習指導要領の完全実施を控え、平成30年4月から、一部教科領域で新学習指導要領の先行実施が始まります。新学習指導要領でも、体験活動は重視されており、直接体験によるさまざまな能力の開発により、豊かな心を育みコミュニケーション能力を高めることがより期待されています。そこで、日吉津村では直接体験をもとにグローバルな視点で生きる力を育み、将来の村づくりを担う人材育成を重視しておるところでありまして、5年生では、4泊5日の宿泊体験学習が効果を上げております。国の調査研究によると、宿泊を伴う体験学習の効果は、3泊目から目に見えて高くなることがわかってきています。日吉津小の4泊5日の取り組みは、特徴的な教育の取り組みの一つとして高く評価されています。

5、6年生を対象にした沖縄人材交流事業も4回目を数え、読谷村長浜地区での民泊は、異なる気候風土、文化の沖縄の生活にふれ、ふるさと日吉津村を見直すよい機会となっていると思っております。

また、新規事業として、中学生のオーストラリア交流事業を実施します。少子高齢化や国内市場の縮小などにより、国内外の垣根を越えた人々との交流が避けられない社会となってきました。また、多様性への順応が重要視され、国籍を越えたコミュニケーションが今後の社会生活では必須となるでしょう。そこで、中学生がオーストラリアで2日間ホームステイすることにより、日吉津村とは異なる文化や言語、自然環境や生活習慣等に触れ、現地の人と実際に英語でコミュニケーションすることをとおして、地域住民の多様なニーズに応え、将来の日吉津村の村づくりに貢献できる人材を育成することが求められております。

また、学校教育の大きな課題の一つが、確かな学力の定着でございます。児童一人一人の能力を最大限引き出し、基礎的・基本的な学習内容を定着させることが大切であると考えます。その

ため、小学校教員の授業力の一層の開発を学校の主体性を生かしながら進め、文部科学省の調査官や大学教授等の講師を招くなど、継続的に支援してまいります。さらには、児童一人一人の個性に応じたきめ細やかな指導をより一層充実し、児童の学校生活への円滑な適応、良好な人間関係の構築、生活習慣の確立等に取り組み、学力のさらなる定着を目指し、全学年で30人学級の実施をする計画であります。

これまで高学年のみの外国語活動の指導が、3、4年生に前倒しされ、5、6年生は新たに外国語科として英語の学習が始まります。そのため、学級担任が英語を指導する時間が増えることから、学級担任の指導力向上もあわせて喫緊の課題となっております。外国語活動及び英語科は、英語力とともにコミュニケーション能力の向上も目標とされていることから、通年雇用するネイティブの外国語指導助手と学級担任による複数指導体制により、学級担任の指導力開発に繋がると考えております。

生涯学習の推進につきましては、ヴィレステひえづを社会教育の実践の場として、中高生活動や新講座、グループ活動の活性化を推進してまいります。ヴィレッジ・カレッジは、「そうだ、ヴィレステひえづで学ぼう」を合い言葉に、年6回程度、村内や近隣の講師を招聘して成人向けの講座を開催しておりますが、今年度も5回の講座が終わり、いずれも参加者の満足度の高い講座となりました。今後も村民の創作意欲を高め、日吉津村の文化の創造に繋がるような講座を企画してまいります。

また、今後もかがやき学級をはじめ、各種の教室や平和展、芸能大会などを引き続き開催するとともに、盆踊り花火大会や多彩な展示を行うふれあいフェスタなど、村民の皆さんの手作りのイベントの事務局として、より一層その役割を果たしてまいります。

健全な財政運営を目指してということで、行財政改革の方策でありますけれども、昨年度は、行革職員プロジェクト委員会、行革課長会で十分協議し、日吉津村行財政検討委員会においてご意見等をいただきながら第3次行財政改革推進プランを策定したところであります。引き続いて、歳入の確保、行政サービスの向上および効率化、参画と協働の推進、情報の共有・公開の4つを柱に、日吉津村への定住を促進し、行政サービスの向上と効率化、健康寿命延伸に向けた取り組み、また、各課における課題がある場合には、その解消に取り組むための整理、検証しながら課題を整理してまいります。

なお、村民の方と行政情報を共有するため、引き続き、村報、ホームページ、ひえづ113チャンネル等を活用し、積極的に情報提供に努めているところであります。今後も村民の皆さんと

もに参画と協働による村づくりを進め、日吉津村が自主的・自立的な行政運営を推進していくためより一層の行政改革に取り組んでまいります。

一般財団法人うなばら福祉事業団につきましては、理事会や評議員会をはじめ議会や多くの村民の皆様から御意見を頂戴し、改善を進めてきたところでございますが、経営につきましては、昨年2月1日から市町村職員共済組合の指定を受け、利用者が伸びてきたところであります。

また、8月から10月にかけての50日間、浴室などを中心に改修を行いました。10月11日にリニューアルオープンしてからは順調に利用者が増え、売上も上昇傾向にあります。1月、2月は雪の影響で少し利用が落ち込みましたけれども、今後も職員一同、さらに奮起をして、利用者増・売り上げ増に繋がるよう創意工夫に努めてまいります。村民の皆様にとってのより所として、引き続きの御支援と、併せて御指導、御助言を賜りますようお願いするところでございます。

財政見通しと行政運営に関しましては、本村の財政状況は、平成28年度の財政健全化判断比率をみましても、実質公債費比率7.6、将来負担比率9.0と、依然として県内では上位の水準を保っております。平成30年度も地方創生の柱でもあります、子育て支援や移住・定住に向けた取り組みを進めながら、ヴィレステひえづを拠点とした村づくりを推進するとともに、福祉避難所となる社会福祉協議会の防災機能を強化し、災害に強い村づくりを進めてまいります。

歳入面でみましても、固定資産税は微減する傾向が見受けられますものの、個人村民税は生産年齢人口の増加から所得割が少しずつではありますけれども、伸びる見込みであります。法人村民税につきましては、減少傾向にありますが、引き続き動向などに注視していく必要があるかなあというふうを考えております。

また、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、将来的には保育所・児童館等を含めた新たな施設の建設が必要と考えており、健全な財政運営を保つために有効な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。今後も他の団体と比べ、高い水準での財政運営が保てるものと考えておりますが、議会並びに村民の皆さんにおかれましては、特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。以上、平成30年第1回日吉津村議会定例会の開催にあたっての、施政方針とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で村長施政方針説明を終わります。

日程第5 報告第1号

○議長（山路 有君） 日程第5、報告第1号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題と

いたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 総務経済常任委員長の松田です。報告第 1 号、平成 30 年 3 月 2 日、日吉津村議会議長山路有様。総務経済常任委員会委員長松田悦郎。

総務経済常任委員会の調査研究について別紙のとおり報告をいたします。

2 月 6 日 9 時から、都市計画に関わる地区計画案の説明と、村内にある株式会社伯耆のきのこの調査及び視察を行いました。皆様にも報告書が配布されておりますので、少し簡潔に報告をいたします。

最初に地区計画案につきましては、担当職員より市街化調整区域の地区整備計画について説明を受けました。このたび樽屋北地区の地区整備計画案は、約 1.9 ヘクタールに対して関係事業者と土地所有者の話し合いをされ、樽屋北地区まちづくり協議会の計画案をまとめられました。道路幅員 9 メートルや、建築物の整備方法、都市計画に基づく県の同意手続き、広域調整の対象である関係市町村の同意手続きなど、流れについて説明を受けたところであります。その後、地区計画予定地の現地もあわせて視察を行いました。

常任委員会として、今後も予想される地区計画については強い関心を持ち、必要に応じて提言も行っていきたいと考えております。

次に、村内にありまして、26 年に開業された株式会社伯耆のきのこの経営状況について、視察を行いました。最初にしいたけハウスで、しいたけの培養から生産、販売について詳しく説明を受け、年間 10 トンの生産量であるようでした

続きまして、きくらげハウスでの説明では、きくらげは中国料理に欠かせない食材であることから、全国チェーンであるリンガーハットから出荷要請があり、日本きのこセンターを通じて、年間 10 トンを納めているとのことでした。また、今年 4 月から新工場で操業されるようですが、作業も収穫も簡単であることから、農福連携の福祉作業所に収穫から加工までをお願いしているとのことでした。株式会社伯耆のきのこは、遊休農地や耕作放棄地の利用、特産物としての雇用の拡大により村への人口流入などを寄与している企業に対し、今後もますます繁栄してほしいと感じました。以上村内視察報告を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

日程第 6 議案第 4 号 及び 日程第 7 議案第 5 号

○議長（山路 有君） 再開いたします。

お諮りいたします。日程第 6 から日程第 7 まで、非常勤職員に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 6、議案第 4 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議案第 5 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 4 号と議案第 5 号の条例の一部改正についてその改正の提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 4 号は日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成 29 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じて、非常勤職員並びに臨時職員の報酬・賃金を改定したことに伴い、人権教育推進員の報酬の額を改定するものであります。

次に、議案第 5 号は日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第 4 号と同様に職員の給与改定に準じて、非常勤職員並びに臨時職員の報酬・賃金を改定するものであります。

以上、議案第 4 号と議案第 5 号の条例の一部改正の提案理由でございますので、よろしく、ご審議、ご承認賜りますよう御願を申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 8 議案第 6 号 及び 日程第 9 議案第 7 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 8 から日程第 9 まで、村長及び教育長の給与等に関する議案ですので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 8、議案第 6 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 7 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 6 号と議案第 7 号の条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 6 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。これは平成 29 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定法案が成立したことに伴い、本村の条例を改正するものでございまして、村長に係る期末手当の支給率を 0.05 月引き上げるものであります。

次に、議案第 7 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてその改正理由でございますけれども、これは議案第 6 号と同様にその理由をもって、教育長に係る期末手当の支給率を 0.05 月引き上げるものであります。

以上、議案第 6 号から議案第 7 号までの提案理由の説明でありますので、よろしくご審議、ご承認賜りますよう御願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 10 議案第 8 号 から 日程第 16 議案第 14 号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第 10、から日程第 16 まで条例の一部改正に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 10、議案第 8 号日吉津村複合

施設設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 9 号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 10 号日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 11 号日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 14、議案第 12 号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第 15、議案第 13 号日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議案第 14 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上、7 件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長(石 操君) ただいま一括議題となりました議案第 8 号から議案第 14 号まではいずれも条例の一部改正でございます。その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 8 号日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてございまして、ボランティア室に設置しているコピー機の利用については、村民の方々にご利用いただいているところでありますけれども、利用者の負担軽減を図る観点から、コピー機利用者負担額を減額するものであります。

次に、議案第 9 号は日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。平成 30 年度から国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されることに伴いまして、医療費受給者の定義を改正するもので、あわせて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う、条ずれ等の改正を行うものであります。

次に、議案第 10 号日吉津村被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について申し上げます。自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、県及び市町村が支援を行うことについて定めた鳥取県被災者住宅再建支援条例が一部改正されたことに伴い、本村の条例名を日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例に改めるとともに、同条例による支援の対象となる事業に、住宅に重大な損害を及ぼす恐れのある擁壁等の補修や小規模な損壊の居宅の補修を追加するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 11 号日吉津村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、第 55 条の 2 が新設されます。この条文は、国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、75 歳に到達

し後期高齢者医療へ移行されても、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となり、引き続き住所地特例を受けることができるもので、これに伴い本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第 12 号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成 30 年度から国民健康保険法が改正され、都道府県が国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となります。これに伴い、市町村は引き続き国民健康保険の事務を担うとともに、運営協議会においても引き続き保健事業の重要事項を審議することになるため、運営協議会の名称などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 13 号日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、都市公園法施行令第 8 条第 1 項が改正されたことにより、運動施設率の基準を 100 分の 50 とするものであります。

次に、議案第 14 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。公共下水道使用料につきましては、緊急の経済対策として平成 21 年 3 月に特例条例を制定し、平成 21 年度から平成 29 年度までの賦課分について 10 パーセント減額の措置を行っているところでありますが、平成 29 年度下水道運営審議会において、平成 30 年度から平成 32 年度まで段階的に正規料金へ戻していくとの答申が出たことから、平成 30 年 9 月までに住民説明を行った後に 7 パーセント減額する措置を行うとしたため、引き続き半年間期間を延長するものであります。

以上、議案第 8 号から議案第 14 号までの一括議題となりました条例の一部改正についての説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますよう御願いたします。

○議長(山路 有君) 以上で提案説明を終わります。

日程第 17 議案第 15 号 から 日程第 21 議案第 19 号

○議長(山路 有君) お諮りいたします。日程第 17 から日程第 21 まで、補正予算関連ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって、日程第 17、議案第 15 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 7 回)について、日程第 18、議案第 16 号平成 29

年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4回）について、日程第19、議案第17号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、日程第20、議案第18号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第5回）について、日程第21、議案第19号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算（第1回）について、以上5件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長(石 操君) ただいま一括議題となりました議案第15号から議案第19号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第15号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)でございますが、歳入歳出それぞれ8,005万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,716万2,000円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げますと、はじめに15ページであります。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費に833万3,000円の減額を計上しておりますが、これは西部広域行政管理組合の溶融処理費等の減額に伴う負担金431万9,000円の減額が主なものであります。

次に16ページでございますけれども、同款、同項、第5目 企画費に1,513万4,000円を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の減額に伴う報償費946万1,000円の減額、並びにうなばら福祉事業団に対する補助金2,700万円が主なものです。うなばら荘の経営については、浴室等のリニューアル後は職員一同気持ちも新たに努力してまいりました。その甲斐あって利用者、売上とも増えてきておりますが、50日間の休館や1、2月の長期間にわたる積雪の影響により、厳しい経営状況から、なかなか脱却できずに村からの補てんをお願いするものであります。どうぞご理解の上、引き続きご支援、ご指導並びにご助言を賜りますようお願いいたします。

次に17から18ページをご覧くださいますと、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費に2,829万9,000円の減額を計上しております。これは国保特別会計への繰出金2,813万7,000円の減額になったものが、主な内容であります。

同款、同項、第2目 老人福祉費に599万5,000円の減額を計上しておりますが、これは南部箕蚊屋広域連合負担金の実績見込みによる負担金540万1,000円の減額が主なものであります。

次に19ページをご覧くださいますと、同款、第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費に1,159

万 6,000 円を計上しておりますが、これは日吉津保育所等への施設型給付費、並びに小規模保育所への地域型給付費など 1,126 万 6,000 円の増額が主なものであります。

次に 20 ページでありますけれども、第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 4 目保健事業費に 610 万 9,000 円の減額を計上しておりますが、これは後期高齢者広域連合への療養給付費負担金等 618 万 9,000 円の減額が主なものであります。

同款、第 2 項清掃費、第 1 目塵芥処理費に 680 万 6,000 円を計上しておりますが、これは台風 18 号にかかる海岸漂着物の処理による負担金など 716 万 1,000 円の増額が主なものであります。

次に 21 ページをご覧くださいますと、第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 431 万 9,000 円の減額を計上しておりますが、これは予定していた新規の中小企業小口融資預託金がなかったことによる小口融資預託金 381 万 9,000 円の減額が主なものであります。

次に 22 ページをご覧くださいますと、第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費に 649 万 5,000 円の減額を計上しておりますが、これは村道橋梁点検・補修設計・長寿命化計画策定業務に対する国庫補助金がもらえなかったということで、長寿命化計画の策定など一部を翌年度実施にしたことによる委託料 469 万 5,000 円の減額が主なものであります。同款、第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費に 678 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、受益者負担金の増並びに公共下水道維持管理費の工事請負費等の減による繰出金の減額であります。

次に 23 ページをご覧くださいますと、第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 1 目非常備消防費に 201 万 5,000 円の減額を計上しておりますが、これは消火栓の補修工事や水道管布設工事などの負担金 175 万 3,000 円の減額が主なものであります。

次に 28 ページをご覧くださいますと、第 10 款公債費、第 1 項公債費、第 1 目元金 240 万円の増額を計上しておりますけれども、これは年度誤りにより 1 件追加するものであります。また、第 2 目 利子に 625 万 8,000 円の減額を計上しておりますが、当初の借り入れ利率より低い利率で借り入れができたために減額するものであります。

第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 3 目夢はぐくむ村づくり基金費に 2,800 万円の減額を計上したところであります。これはふるさと納税寄附金の減による積立金の減額であります。

つづいて、歳入について申し上げます。10 ページをご覧くださいますと、第 9 款 地方交付税、第 1 項地方交付税、第 1 目地方交付税では 5,400 万円の減額を計上しておりますが、これは福祉事務所等にかかる社会福祉経費が普通交付税算定となったことに伴う、特別交付税の確定見込による減額であります。

次に 11 ページをご覧くださいと、第 11 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目民生費負担金では 614 万 3,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました日吉津保育所への施設型給付費にかかる負担金 942 万円の増額、並びに保育料 308 万 1,000 円の減額が主なものであります。

第 13 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 4 目土木費国庫補助金では 419 万円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました村道橋梁点検・補修設計・長寿命化計画策定業務にかかる道路交付金の 367 万 7,000 円の減額が主なものであります。

次に 13 ページをご覧くださいと、第 16 款寄附金、第 1 項寄附金、第 2 目総務寄附金では 2,800 万円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げましたふるさと納税にかかる寄附金の減額であります。

第 19 款諸収入、第 3 項貸付金元利収入、第 1 目商工費貸付金元利収入では 381 万 9,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました中小企業小口融資預託金の減にかかる元利収入の減額であります。

なお、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 477 万 4,000 円の減額は歳入歳出で調整をしたということでございます。

次に、議案第 16 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 5,934 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,924 万 5,000 円とするものであります。

歳出の主なものを説明申し上げますので、8 ページをご覧ください。第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費、第 1 目一般被保険者療養給付費に 2,019 万円、第 2 目退職被保険者等療養給付費に 1,144 万 6,000 円いずれも減額しております。また、同款、第 2 項高額療養費、第 1 目一般被保険者高額療養費に 1,202 万円、第 2 目退職被保険者等高額療養費に 283 万 2,000 円いずれも減額を計上しておりますが、これは入院等の減による医療給付費の減額が主なものであります。

次に 9 ページをご覧ください。第 6 款共同事業拠出金、第 1 項共同事業拠出金 第 1 目高額医療費拠出金に 400 万 4,000 円の減額、第 3 目保険財政共同安定化事業拠出金に 823 万 1,000 円の減額を計上しておりますが、これは確定通知書に基づき減額させていただいたものであります。

つづいて、歳入についてですが、6 ページをご覧くださいと、第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費等負担金に 1,028 万 7,000 円の減額、同款、第 2 項国庫補助金、第 1 目財政調整交付金に 289 万 3,000 円の減額、第 4 款県支出金、第 2 項県補助金、第 1 目財政

調整交付金に 289 万 3,000 円の減額、第 5 款療養給付費交付金、第 1 項療養給付費交付金、第 1 目療養給付費交付金に 1,332 万 1,000 円の減額を計上していますが、これは歳出でも申しましたが入院等の減による医療給付費の減額が主なものです。

次に 7 ページをご覧くださいと、第 10 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金に 2,813 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出でも申しましたが保険給付費や共同事業拠出金の減額に伴うその他法定外繰入金の減額が主なものであります。

次に、議案第 17 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）でございます。歳入歳出それぞれ 121 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,387 万 4,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、4 ページをご覧くださいと、歳出では、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 目後期高齢者医療広域連合納付金に 121 万円を計上しておりますが、これは広域連合に納付します特別徴収保険料の減、並びに普通徴収保険料分の増に伴うものであります。

歳入では、第 1 款後期高齢者医療保険料、第 1 項後期高齢者医療保険料に 121 万円を計上しており、異動等に伴う保険料の増加に伴うものであります。

次に、議案第 18 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 485 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,649 万 9,000 円とするものであります。

歳出の主なものを説明申し上げますので、6 ページをご覧ください。第 1 款公共下水道費、第 1 項公共下水道費 第 1 目総務費に 230 万 4,000 円の減額を計上しておりますが、これは公営企業会計への移行支援業務委託料の減額であります。同款、同項、第 2 目維持管理費に 155 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、これはマンホール鉄蓋修繕工事を実施しなかったことによる工事請負費の減額が主なものであります。

同款、同項、第 3 目公共下水道建設費に 100 万円の減額を計上しておりますが、これは今年度予定していた住宅開発の計画が予定どおりではなかったということもございますので、翌年度へ繰り延べましたので、公共柵設置工事に伴う減額であります。

つづいて、歳入についてですが、5 ページをご覧ください。第 1 款分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目受益者負担金に 382 万 6,000 円を計上しておりますが、一般住宅や事業所等の増による受益者負担金の増額が主なもので、第 8 款村債、第 1 項村債、第 1 目公共下水道債に 190 万

円の減額を計上しておりますが、公営企業会計への移行事業の減にかかる減額であります。

なお、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で調整し、678万3,000円を減額補正するものであります。

最後に、議案第19号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算(第1回)でございます。歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108万円とするものであります。

主なものを説明申し上げますので、4ページをご覧ください。歳出では、第1款総務費、第1項審査会費 第1目審査会費に38万6,000円を計上しておりますが、これは審査会の個別事案にかかる報酬等であります。

歳入では、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目負担金に38万6,000円を計上しておりますが、個別事案にかかる該当自治体からの負担金であります。

以上が、一括議題となりました議案第15号から議案第19号までの補正予算関連に関する提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いをしますものであります。

○議長(山路 有君) 以上で提案説明を終わります。

日程第22 議案第20号 から 日程第26 議案第24号

○議長(山路 有君) お諮りいたします。日程第22から日程第26まで、当初予算関連ですので、一括議題としたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって日程第22、議案第20号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第23、議案第21号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第24、議案第22号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第25、議案第23号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について、日程第26、議案第24号平成30年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について、以上5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 20 号から議案第 24 号は、当初予算関連の 5 議案でありますので、その提案概要の説明を申し上げます。

はじめに、議案第 20 号は、平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてであります。

予算書の 8 ページと 9 ページでは、歳入歳出それぞれ 24 億 6,185 万 8,000 円と定めております。前年度と比較しますと 3,648 万 9,000 円の増額で、約 1.5 パーセントの増となっています。

また、村税につきましては、8 億 9,013 万 9,000 円で前年度と比較し 1,387 万 9,000 円の減、率で申し上げますと約 1.5 パーセントの減額となっています。

はじめに、歳入について主なものを説明申し上げますと、10 ページでは、第 1 項で村民税でございしますが、法人所得は昨年に引き続き減額を見込んでおりますが、個人所得の増を見込んでおりますために、444 万 8,000 円を増額し、2 億 2,792 万円を計上したところであります。第 2 項の固定資産税につきましては、評価替えに伴う土地と家屋の減額と償却資産の減価により、2,710 万 9,000 円を減額し、6 億 2,614 万 9,000 円を計上したところであります。

次に 12 ページ中段をご覧くださいますと、第 9 款の地方交付税についてであります。特別交付税は生活保護費などにかかる社会福祉費分を普通交付税に移行し、また、普通交付税は昨年実績を見込み、総額 2,100 万円を増額し、3 億 8,000 万円として計上したところであります。

次に 16 ページ中段でありますけれども、第 2 項の国庫補助金では、村営住宅建替えにかかる住宅費補助金などの増を見込み、1,862 万 4,000 円を増額し、4,906 万円として計上しております。

次に 18 ページから 19 ページ上段をご覧くださいますと、第 2 項の県補助金では、がんばる農家プラン事業、機構集積協力金交付事業、薬用作物等生産振興対策事業補助金など増を見込み、1,640 万 3,000 円を増額し、7,452 万 9,000 円を計上しています。

次に寄附金は 2,003 万 1,000 円で 3,000 万円の減であります。繰入金は 2 億 6,398 万 8,000 円で 9,191 万 4,000 円の増としております。村債は福祉避難所非常用発電機設置工事に伴う緊急防災・減災事業債の 1 億 1,100 億円を含め、2 億 7,300 万円を計上させていただいております。

次に歳出について御説明申し上げますと、29 ページ下段から 30 ページをご覧くださいますと、第 1 項に総務管理費、第 4 目財産管理費の総額は、1 億 868 万 1,000 円を減額し、2 億 5,298 万 2,000 円としております。この減額は、公有財産購入費約 1 億 3,000 万円の減額が主な要因であります。このたび役場庁舎の自家用発電機の外装の腐食等による更新、並びに停電時に非常用へ

自動切り替えするための改修に伴う庁舎自家用発電機更新工事 2,484 万円を計上いたしております。

次に 53 ページ下段から 54 ページをご覧くださいますと、第 1 項に農業費、第 3 目農業振興費の総額は、2,091 万 1,000 円を増額し、3,961 万 8,000 円としております。これはがんばる農家プラン事業補助金や機構集積協力金、薬用作物等生産振興事業などの補助金の増額が主な要因であります。

がんばる農家プラン事業につきましては、昨年度から引き続き実施される認定農業者に加え、新年度新たに実施される認定農業者の施設等整備に 1,400 万円計上いたしており、生産性の向上や経営基盤の強化に効果を期待するところであります。機構集積協力金につきましては、地域集積協力金を新設するとともに、経営転換協力金の対象農家を 10 戸と見込み、農地利用の集積・集約化の促進と遊休農地化の防止を図るものであります。

次に 60 ページ下段をご覧くださいますと、第 1 項の住宅費、第 1 目住宅管理費の総額は、6,919 万 4,000 円を増額し、7,238 万 8,000 円といたしております。これは村営住宅建替工事に伴う増額が主な要因であります。

村営住宅につきましては、20 世帯の約半分が単身世帯となってきた状況から、単身用住宅を建てることで現在の村営住宅を有効活用していただけるよう、平成 29 年度に建て替えのための設計委託を行いました。新たな検査項目が出たため補正した上で繰越をして実施し、新年度に単身用住宅を 5 戸建て替えることにしています。

次に 62 ページをご覧くださいますと、第 1 項の消防費、第 2 目の災害対策費の総額は、8,450 万 4,000 円を増額し、1 億 1,875 万 7,000 円としております。これは福祉避難所非常用発電機設置工事に伴う増額が主な要因であります。

福祉避難所非常用発電設備設置事業につきましては、平成 29 年度に検討したところでありませけれども、社会福祉センターのキュービクルや室外機等の移設の必要があったため、新年度に改めて 1 億 1,114 万 5,000 円の予算を計上し直したものであります。このたび、災害時に要配慮者が避難することができる福祉避難所の改修も含め、LP ガスによる非常用発電機を設置し、停電時における福祉避難所機能の強化を図り、災害に強い村づくりを進めようとするものであります。

次に 63 ページ下段から 65 ページをご覧くださいますと、第 1 項が教育総務費、第 2 目が事務局費の総額は、269 万円を増額し、4,037 万 9,000 円といたしておりますが、これは中学生の人

材育成交流事業の新設に伴うオーストラリア交流事業負担金の増額が主な要因であります。

人材育成交流事業につきましては、国籍を越えたコミュニケーションなど今後の社会生活での必要性が高まっており、中学生が2日間ホームステイする予定のオーストラリア交流事業を実施します。日吉津村とは異なる文化や言語、自然環境や生活習慣等に触れ、現地の人と実際に英語でコミュニケーションすることを通して、地域住民の多様なニーズに応え、将来の日吉津村の村づくりに貢献できる人材を育成することも期待いたしておるところであります。

次に65ページ下段から67ページをご覧くださいと、第2項小学校費、第1目学校管理費の総額は、1,148万4,000円を増額し、3,965万2,000円としております。これは30人学級体制整備に伴う少人数学級加配教員負担金の増額が主な要因であります。30人学級体制整備事業につきましては、児童の学校生活への円滑な適応、良好な人間関係の構築などに取り組むとともに、学力のさらなる定着を目指し、全学年で30人学級を実施するもので、加配教員や学習支援員を配置し子どもたちの能力が最大限発揮できるように努める所存であります。

次、67ページの下段から68ページでございますが、第2目の教育振興費の総額は、304万4,000円を増額し、890万4,000円といたしております。これは外国青年招致事業の新設に伴う外国人指導助手報酬などの増額が主な要因であります。外国青年招致事業につきましては、これまで高学年のみの外国語活動の指導があったものが、3、4年生に前倒しされ、5、6年生には新たに外国語科として英語の学習が始まります。学級担任が英語を指導する時間が増えることから、通年雇用するネイティブの外国語指導助手と学級担任による複数指導体制により、学級担任の指導力向上に努めてまいります。

つづいて、議案第21号でありますけれども、平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計についての提案理由の説明を申し上げます。

予算書の6ページと7ページをご覧くださいと、歳入歳出それぞれ3億6,361万4,000円と定めております。前年度と比較しますと1億3,594万2,000円、約27.2パーセントの減となっております。平成30年度からは、国保制度改革により、県と市町村がともに保険者となります。県が県全体の国保財政の運営を担い、村は保険料の賦課徴収や資格管理、保険事業等を行うなど役割分担をしながら運営することとなりますので、それに伴う予算計上としております。

10ページでは、第4款の県支出金、第2項の県補助金の総額は、2億5,009万6,000円を増額し、2億6,998万3,000円としておりますけれども、これは保険給付費を村から国保連に支払い、後ほど県から交付していただくために新設した交付金が主なものであります。

なお、第 3 款の国庫支出金、第 4 款の県支出金、第 5 款の療養給付費交付金、第 11 款の前期高齢者交付金、第 12 款の共同事業交付金については、廃目整理などで見込みを 0 といたしております。

次に、歳出について 13 ページからでありますけれども、第 2 款で保険給付費の総額は、6,412 万 9,000 円、約 19.2 パーセントの減で、2 億 6,996 万 6,000 円といたしておりますが、これは入院等の減少による給付費の減額が主な要因であります。一度、村から国保連へ支払い県より交付金として返していただくこととなります。

次に、16 ページでありますけれども、第 5 款の国民健康保険事業納付金の総額 7,465 万 2,000 円は、新たに県に納めるものであります。第 3 款共同事業拠出金、第 9 款後期高齢者支援金等、第 10 款老人保健拠出金、第 11 款介護納付金については、廃目整理などでほぼ見込みを 0 といたしておるところであります。

次に、議案第 22 号は平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計についてでございます。

予算書の 4 ページと 5 ページということで、歳入歳出それぞれ 4,473 万 9,000 円と定めております。前年度と比較しますと 281 万 8,000 円の増額、約 6.7 パーセントの増となっております。本会計は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金などを主な財源として、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出する仕組みとなっております。

はじめに、歳入について 6 ページをご覧くださいますと、第 1 項の後期高齢者医療保険料の総額は、158 万 3,000 円を増額し、3,748 万 1,000 円といたしております。これは被保険者の所得の増などによる保険料の増額が主な要因であります。

次に、歳出でありますけれども、8 ページをご覧くださいますと、第 2 款の後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、233 万 2,000 円を増額し、4,322 万 2,000 円といたしております。これは保険料の増額が主なものであります。

次に、議案第 23 号は平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計の予算であります。予算書の 5 ページと 6 ページには、歳入歳出それぞれ 1 億 2,847 万 5,000 円と定めております。前年度と比較しますと 354 万 2,000 円の減、約 2.7 パーセントの減となっております。

はじめに、歳入について 7 ページでありますけれども、第 1 項の使用料の総額は、292 万 3,000 円増額し、6,622 万 9,000 円としておりますが、これは人数等の増加による増額が主なものであり、これに伴い第 3 款繰入金 が 755 万 9,000 円の減額としております。

つづいて歳出でありますけれども、9 ページをご覧くださいますと、第 1 款の公共下水道費、第 1 項公共下水道費、第 1 目の総務費の総額は、609 万 1,000 円を増額し、3,153 万円といたしておりますが、これは消費税の納付金の増額が主なものであります。

次に 10 ページをご覧くださいますと、第 2 目の維持管理費の総額は、454 万 8,000 円を減額し、3,518 万 7,000 円といたしておりますが、修繕工事の完了並びにマンホール鉄蓋修繕工事の箇所が減額が主なものであります。

最後に、議案第 24 号は平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計についてでございますが、予算書の P3 を御覧いただきますと、歳入歳出それぞれ 65 万 1,000 円と定めておりますが、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の構成市町村から負担金をいただき運営するものでございまして、今年度が当番町村としての最終年度となります。

今年度は、前年度からの繰越金で運営しますが、委員報酬、費用弁償が主なものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第 20 号から 24 号までの新年度の予算関係の提案概要の説明とさせていただきます、詳細については総務課長をもって説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼します。それでは補足説明を若干させていただきたいと思っております。

はじめに、議案第 20 号平成 30 年度一般会計予算の内容について、歳入の主なものからご説明させていただきます。10 ページ下段をご覧ください。第 4 項村たばこ税につきましては、村内にできたコンビニなどの影響を見込みまして、800 万 7,000 円を増額し、2,364 万 3,000 円を計上しております。

次に 12 ページの下段から 13 ページ上段をご覧くださいと思います。第 11 款分担金及び負担金、第 1 項負担金では、村から保育所に公定価格分として支払う保育料負担金の増を見込みまして、1,482 万 3,000 円を増額し、1 億 1,890 万 8,000 円を計上しています。

つづきまして、15 ページ中段をご覧くださいと思います。第 13 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金では、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費の給付の増や、生活保護費負担金など医療扶助費の増を見込み、1,010 万 9,000 円を増額し、1 億 5,030 万 6,000 円を計上しています。

次に 17 ページ上段をご覧ください。第 14 款県支出金、第 1 項県負担金では、国庫負担金と同様に給付費の増など、477 万 1,000 円を増額しまして、6,310 万 4,000 円を計上しています。

次に 20 ページ下段から 21 ページの上段をご覧ください。第 16 款寄附金、第 1 項寄附金では、平成 29 年度の実績に基づきまして、ふるさと納税の寄附 3,000 万円を減額しまして、2,003 万 1,000 円を計上しています。

次に第 17 款繰入金では、財政調整基金繰入金を 2 億 6,081 万 3,000 円とし、9,191 万 4,000 円増額し、2 億 6,398 万 8,000 円を計上しています。

次に 23 ページ下段から 24 ページをご覧ください。第 20 款村債では、橋梁補修工事に伴う道路事業債に 630 万円、福祉避難所非常用発電機設置工事に伴う緊急防災・減災事業債に 1 億 1,100 万円や村営住宅建替工事に伴います公営住宅建設事業債に 4,870 万円など計上しておりますけれども、昨年の公共用地先行取得事業債 2 億 8,700 万円の減額によりまして、9,940 万円を減額し、2 億 7,300 万円を計上しています。

歳出について御説明申し上げます。26 ページの上段をご覧ください。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の総額は、1,099 万 2,000 円減額し、2 億 9,428 万 3,000 円を計上しております。これは地方公会計制度導入支援や行政不服審査制度対応支援、情報セキュリティポリシー策定支援の完了などによりまして委託料の減額、並びに退職手当組合負担金の減額が主な要因であります。

次に 30 ページ下段から 31 ページをご覧ください。第 5 目企画費の総額は、2,840 万 6,000 円減額し、4,646 万 3,000 円を計上しております。これはふるさと納税の減に伴う記念品の減額、並びに工場立地促進補助金の終了に伴う減額が主な要因であります。

次に 36 ページ下段をご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費の総額は、2,170 万 1,000 円減額し、2 億 1,065 万円を計上しております。扶助費で障がい者自立支援給付費などの増があるものの、国保制度改正に伴う県一本化によりまして、国保特別会計への繰出金が 3,954 万円の減額となったことが主な要因であります。

次に 39 ページ下段をご覧ください。第 2 目老人福祉費では、562 万 8,000 円減額し、1 億 28 万 8,000 円を計上しております。これは介護給付費等の負担分の減に伴います南部箕蚊屋広域連合負担金の減額が主な要因であります。

次に 42 ページをご覧ください。第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費の総額は、1,357 万 7,000 円増額しましての 2 億 952 万 7,000 円を計上しております。これは施設型給付費の増に伴う特定教育・保育施設負担金の増、並びに障がい児通所サービス助成などの扶助費の増額が主な要因であります。

次に 46 ページ下段から 47 ページをご覧ください。第 3 項生活保護費の総額は、1,185 万 2,000 円増額し、3,290 万 7,000 円計上しております。これは生活保護システムの更新に伴う委託料の増、並びに医療扶助費の増に伴います生活保護費の増額が主な要因であります。

次に 52 ページをご覧ください。第 5 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 1 目農業委員会費の総額は、1,032 万 9,000 円増額し、1,479 万 4,000 円計上しております。これは農業委員会事務局の人員費の増、並びに農業委員報酬の増額が主な要因であります。

次に 58 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費の総額は、523 万 5,000 円増額し、2,939 万 8,000 円下以上しております。これは橋梁補修工事に伴う増額が主な要因であります。

次に 60 ページ下段をご覧ください。第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費の総額は、755 万 9,000 円減額し、4,696 万 4,000 円計上しております。これはマンホール鉄蓋修繕箇所の減などによる公共下水道事業特別会計繰出金の減額が主な要因であります。

次に、議案第 21 号の平成 30 年度国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明させていただきますと、始めに歳入についてでありますけれども、8 ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては、昨年並みと見込んでおりますが、保険税の滞納分の収納率は若干下がっておりますけれども、現年分の収納率は少しずつ上昇してきておりまして、徴収ネットと連携し引き続き徴収率の向上に努めてまいりたいという具合に思っております。

次に 10 ページ下段をご覧ください。第 8 款繰入金の総額は 3,954 万円減額し、1,716 万 7,000 円を計上しております。保険基盤安定繰入金など必要なもののみ見込んでいます。

次に 11 ページをご覧ください。第 9 款繰越金には、療養給付費交付金の返還が例年より早い時期に見込まれることから、県からの指示により 388 万 8,000 円見込むものであります。

歳出については、村長からの説明のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思います。

なお、議案第 22 号の平成 30 年度後期高齢者医療特別会計予算、議案第 23 号の平成 30 年度公共下水道事業特別会計予算、並びに議案第 24 号の平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算については、村長が申しましたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上、主な部分のみではありますが、議案第 20 号から議案第 24 号の補足説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で村長並びに総務課長の提案説明を終わります。

日程第 27 議案第 25 号

○議長(山路 有君) 日程第 27、議案第 25 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました、議案第 25 号は日吉津村教育委員会委員の任命についてであります。

日吉津村教育委員会委員の委員につきまして欠員を生じさせておったところでありますけれども、澤田裕二氏、日吉津上口でありますけれども、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間で任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、本議会の同意を求めますのでありますので、よろしくご審議、ご同意を賜りますようお願いをするものであります。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 28 議案第 26 号

○議長(山路 有君) 日程第 8、議案第 26 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(石 操君) ただいま議題となりました、議案第 26 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日から鳥取県と県内市町村等と共同で審査会を設置しておりますが、このたび八頭環境施設組合が解散することに伴い、鳥取県行政不服審査会を脱退するため、規約の変更に関する協議をするものであります。

以上、議案第 26 号の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いをするものであります。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 22 分 散会
